

11 罰則

違反事項	罰則
計画変更命令等に違反した場合 (法第9条、法第9条の2、法第17条の8、法第18条の8、法第18条の31) 改善命令等に違反した場合 (法第14条第1,3項、法第17条の11、法第18条の11、法第18条の34第2項)	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 (法第33条)
ばい煙、指定ばい煙に係る排出基準、総量規制基準に適合しないばい煙を排出した場合(法第13条第1項、法第13条の2第1項)	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
特定物質に関する事故時において、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置命令に違反した場合(法第17条第3項)	金 (法第33条の2)
一般粉じんに関する管理基準に従うべきことの命令に違反した場合 (法第18条の4) 特定粉じん排出等作業の方法に関する計画変更命令、作業基準に従うべきことの命令に違反した場合 (法第18条の18、法第18条の21) 緊急時において、ばい煙濃度又はばい煙量の減少等の措置命令に違反した場合 (法第23条第2項)	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
過失により、ばい煙、指定ばい煙に係る排出基準、総量規制基準に適合しないばい煙を排出した場合 (法第13条第1項、法第13条の2第1項)	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金 (法第33条の2第2項)
ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設に係る設置届出書の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第6条第1項、法第17条の5第1項、法第18条の6第1項、法第18条の28第1項) ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設の構造等の変更に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第8条第1項、法第17条の7第1項、法第18条の6第3項、法第18条の30第1項) 特定粉じん排出等作業の実施の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第18条の17第1項) 特定粉じん排出等作業の方法に違反した場合 (法第18条の19)	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金 (法第34条)

<p>季節による燃料の使用に関する措置に違反し、命令に従わなかったとき (法第 15 条第 2 項)</p> <p>硫黄酸化物に係る指定地域において、燃料の使用基準に違反し、命令に従わなかったとき (法第 15 条の 2 第 2 項)</p>	
<p>ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第 7 条第 1 項、第 17 条の 6 第 1 項、法第 18 条の 7 第 1 項、法第 18 条の 29 第 1 項)</p> <p>一般粉じん発生施設について設置、使用、構造等の変更に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第 18 条第 1、3 項、法第 18 条の 2 第 1 項)</p> <p>解体等工事に係る調査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 (法第 18 条の 15 第 6 項)</p>	<p>30 万円以下の罰金 (法第 35 条)</p>
<p>実施の制限の規定に違反した場合 (法第 10 条第 1 項、法第 17 条の 9、法第 18 条の 9、法第 18 条の 32)</p>	
<p>ばい煙量、ばい煙濃度又は水銀濃度を測定せず、又はその結果を記録せず若しくは虚偽の記録をし、これを保存していない場合 (法第 16 条、法第 18 条の 35)</p>	
<p>報告の徴収に応じず、若しくは虚偽の報告をした場合又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 (法第 26 条第 1 項)</p>	
<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、法第 33 条から第 35 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>(法第 36 条)</p>
<p>氏名等変更、ばい煙発生施設の承継、揮発性有機化合物排出施設の承継、特定粉じん発生施設の承継、水銀排出施設の承継に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第 11 条、第 12 条第 3 項、及びこれらを法第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項、法第 18 条の 36 第 2 項において準用)</p> <p>災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等従業を緊急に行う場合の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第 18 条の 17 第 2 項)</p>	<p>10 万円以下の過料 (法第 37 条)</p>